

# 公益社団法人日本化学療法学会 2026年度 総会資料

2026年5月24日（日） 7：40～9：10

東京国際フォーラム 第1会場 （ホールC）

## 議 事

- 第1号議案 2025年度事業報告および財務諸表承認の件
- 第2号議案 2026年度事業計画および予算報告の件
- 第3号議案 定款および定款施行細則の変更について
- 第4号議案 理事監事候補者選定規程の変更について
- 第5号議案 役員報酬について
- 第6号議案 役員改選の件
- 第7号議案 次期会長承認の件
- 第8号議案 次々期会長候補者推薦の件
- 第9号議案 次々期総会開催地および会期の件
- 第10号議案 次々々期会長候補者推薦の件
- 第11号議案 次々々期総会開催地および会期の件
- 第12号議案 名誉会員推薦の件
- その他

## 物故会員御氏名

2025年 5月22日 竹村佐千哉 殿  
          10月24日 小田切繁樹 殿 (名誉会員)  
2026年 2月11日 与儀 実夫 殿

# 第1号議案 2025年度事業報告、財務諸表及び収支決算書承認の件

## 事業報告

### (1) 学術集会および会務

#### A) 学術集会

1. 第73回総会（2025年5月8日～10日）  
会場：パシフィコ横浜ノース  
会長：川名明彦（防衛医科大学校内科学講座（感染症・呼吸器））
2. 第72回東日本支部総会（2025年9月24日～26日）  
会場：朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター  
会長：菊地利明（新潟大学大学院医歯学総合研究科呼吸器・感染症内科学分野）
3. 第73回西日本支部総会（2025年11月28日～30日）  
会場：福岡国際会議場  
会長：高田 徹（福岡大学病院感染制御部/医学部腫瘍・血液・感染症内科学）
4. 関連国際学会として  
20th Asia Pacific Congress of Clinical Microbiology and Infection (APCCMI 2025)  
2025年11月2日～4日（タイ・バンコク）

#### B) 会務

1. 正会員数 7,986名（2月末現在）  
賛助会員数 19団体、団体会員数 77団体（2月末現在）
2. 2025年度評議員会は2025年5月9日に、同定期総会は5月9日にパシフィコ横浜ノースで開催された。
3. 新評議員（2025年4月～2026年3月）  
東日本支部23名（現在 206名）  
阿部 修一（山形県立中央病院感染症内科・感染対策部）  
五十嵐裕貴（慶應義塾大学薬学部薬効解析学講座）  
石郷 友之（札幌医科大学附属病院薬剤部）  
伊部 裕太（札幌医科大学附属病院薬剤部）  
遠藤 愛樹（山梨県立中央病院薬剤部）  
具 芳明（東京科学大学大学院医歯学総合研究科統合臨床感染症学分野）  
笹野 央（順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター薬剤科）  
佐藤 匠（東北医科薬科大学大学院薬学研究科臨床感染症学教室）  
鈴木 絢子（北里大学薬学部薬物動態学）  
高田 啓介（横浜総合病院薬剤部）  
田村 未来（船橋市立医療センター薬剤局）  
寺田 教彦（筑波メディカルセンター病院感染症内科）  
長澤 耕男（千葉大学医学部附属病院小児科）

中島 寿久（国立がん研究センター中央病院薬剤部）  
並木 孝哉（東京ベイ浦安市川医療センター薬剤室）  
南宮 湖（慶應義塾大学医学部感染症学教室）  
細川 直登（亀田総合病院感染症科／臨床検査科／地域感染症疫学・予防センター）  
三星 知（下越病院薬剤課）  
森 伸晃（昭和医科大学医学部内科学講座臨床感染症学部門）

西日本支部4名（現在 191名）

井本 和紀（大阪公立大学大学院医学研究科臨床感染制御学）  
柿内 聡志（長崎大学病院総合感染症科感染制御教育センター）  
酒巻 一平（福井大学医学部感染症学講座）  
島 久登（亀井病院腎臓・高血圧内科）

#### 4. 理事会5回開催

2025年4月、7月、9月、12月、2026年2月

### C) 事業報告

#### 1. 編集委員会

1) 日本化学療法学会雑誌（委員長 荒岡秀樹）

- ・編集委員会 6回開催
- ・編集状況

2025年 第73巻3号～6号

一般誌 4冊（掲載論文数17編）

2026年 第74巻1号～2号

一般誌 2冊（掲載論文数14編）

- ・各総会の一般演題の中から編集委員会推薦の演題を選び、推薦論文の依頼を行った。
- ・投稿規程の改訂を行い、オンライン投稿・審査システム（Editorial Manager®）を導入した。
- ・J-STAGEを導入し、バックナンバーの移行を開始した。

2) Journal of Infection and Chemotherapy（委員長 泉川公一）

- ・編集状況

2025年

Vol. 31 No.4～12（掲載論文数 237編）

2026年

Vol. 32 No.1～3（掲載論文数 62編）

- ・JIC AwardおよびReviewer of the yearの選考を行った。
- ・第73回日本化学療法学会総会において、特別企画3「学会誌の活性化に向けて—現状と課題—」「Journal of Infection and Chemotherapy 誌編集長の立場から」として講演し、活性化に向けた取組について周知を図った。
- ・2026年1月より、オープンアクセス出版にかかるArticle Publishing Charge

(APC)を、2,650ドルから3,000ドルへ改定した。

### 3) 用語委員会 (委員長 重村克巳)

厚労省からの依頼を受け「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」第11回改訂版 (ICD-11) の和訳作業に協力し、当学会が関連する用語を確認、一部修正を推奨 (もしくは依頼) した。

## 2. 学術委員会 (委員長 浜田幸宏)

- ・学術奨励賞および臨床研究支援助成の選考を実施した。  
海外留学補助制度については募集を行ったが、応募は無かった。

## 3. 学会賞選考委員会 (委員長 掛屋 弘)

志賀・秦賞および Young Challenger Award の選考を行った。また現在、新規創設の感染症フロンティアリサーチ賞の選考を行っている。

### ・志賀潔・秦佐八郎記念賞

受賞者：舘田一博 (東邦大学医学部微生物・感染症学講座)  
研究テーマ：マクロライド剤の緑膿菌 Quorum-Sensing 機構に対する抑制効果

### ・Young Challenger Award

受賞者：伊部 裕太 (札幌医科大学附属病院薬剤部)  
研究テーマ：救急・集中治療領域における抗菌薬適正使用に関する研究

受賞者：並木 孝哉 (東京ベイ浦安市川医療センター薬剤室)  
研究テーマ：多剤耐性菌への抗菌薬最適化～セフメタゾールおよびバンコマイシンの有効性・安全性のトランスレーショナルリサーチ～

受賞者：沢田 佳祐 (枚方公済病院薬剤部)  
研究テーマ：資源の限られた中小病院における薬剤師協働型抗菌薬適正使用プログラム (ASP) 実践モデルの確立と地域への展開：定量的・質的評価

受賞者：金坂伊須萌 (東邦大学看護学部感染制御学)  
研究テーマ：淋菌治療失敗に関与する tolerance 表現型の新規病態メカニズムの解明と診断および治療戦略への応用

受賞者：川筋 仁史 (富山大学学術研究部医学系感染症学講座)  
研究テーマ：唾液中薬物濃度モニタリング (STDM) による個別化投与法の確立と臨床実装への展開

#### 4. 国際渉外委員会（委員長 大毛宏喜）

- ・2025年11月2日～4日にバンコク（タイ）The 20th Asia Pacific Congress of Clinical Microbiology and Infection (APCCMI 2025)が開催された。
- ・2025年9月4日～5日にアテネ（ギリシャ）で国際化学療法学会(ISAC)戦略会議が開催され、柳原克紀理事が出席した。

#### 5. プロバイオティクス製剤適正使用検討委員会（委員長 森永芳智）

委員会においてプロバイオティクス製剤の使用状況に関するアンケート調査の解析を行った。

#### 6. 抗菌化学療法認定医認定制度審議委員会（委員長 堀野哲也）

- ・抗菌薬適正使用生涯教育セミナー開催

年次テーマ：ショック

第74回 2025年5月10日（土）パシフィコ横浜ノース

第75回 2025年8月30日（土）東京国際フォーラム

第76回 2025年9月24日（水）朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター

第77回 2025年11月28日（金）福岡国際会議場

- ・第75回セミナーの映像を収録し、e-learningを実施した。
- ・委員会を数回開催した。
- ・2025年11月22日（土）に砂防会館別館シェーンバッハ・サボールで指導医試験を実施した。
- ・本年度認定医・認定歯科医師の新規申請、認定更新申請を受付し、認定した。
- ・2026年1月1日付けで認定証を発行した。

#### 7. 抗菌化学療法認定薬剤師制度委員会（委員長 木村利美）

- ・第30回講習会は日本環境感染学会総会にあわせて2025年7月13日（金）にパシフィコ横浜ノースで開催し、第31回講習会は日本医療薬学会年会にあわせて2025年11月23日（日）に神戸ポートピアホテルで開催した。
- ・認定薬剤師試験を2025年1月26日（日）に砂防会館別館シェーンバッハ・サボールで実施した。
- ・2026年3月1日付で認定薬剤師を認定した。

#### 8. 外来抗感染症薬認定薬剤師認定委員会（委員長 藤村 茂）

- ・認定試験問題の追加作題およびブラッシュアップを実施した。
- ・外来抗感染症薬認定薬剤師試験を2025年12月14日（日）に実施した。
- ・2026年3月1日付で認定薬剤師を認定した。
- ・eラーニング用動画コンテンツを制作し、動画は医学アカデミーのシステム「ためとこ」の教材として、運用することになった。

#### 9. AST育成プログラムワーキンググループ（委員長 北原隆志）

下記のAST講習会をWebで開催した。

- ・第8回AST講習会（2025年12月9日）

「ASTの「今」をアップデートする：診断・治療戦略・副作用マネジメントの最前線」

Webinar登録人数 375名

(医師23名、歯科医師2名、薬剤師204名、臨床検査技師6名、看護師4名、その他3名)

・第9回AST講習会(2026年2月9日)

「グラム陰性薬剤耐性菌治療と、耐性菌を増やさないための知識を深める」

Webinar登録人数493名

(医師92名、歯科医師7名、薬剤師326名、臨床検査技師44名、看護師14名、その他10名)

#### 10. 四学会合同抗菌薬感受性サーベイランス委員会(実務委員長 高橋 聡)

1) 第10回(2018年)

・歯科口腔外科領域(2回目)

全国21施設から収集した515株の感受性測定結果についてJICに投稿し、2025年Vol. 31(7)に掲載された。

2) 第12回(2020年)

・耳鼻科領域感染症(3回目:41薬剤・目標1000株)

全国37施設から収集した377株の感受性測定結果についてJICに投稿した。

3) 第13回(2021年)

・尿道炎(淋菌)(4回目:10薬剤・目標1200症例)

札幌医科大学が経年的に実施しているサーベイランスで、全国55施設から収集された1,068株の感受性測定結果についてJICに投稿し、2025年Vol. 31(12)に掲載された。

・小児科領域感染症(2回目:32薬剤・目標1,000株)

全国18施設から収集した1,498株の感受性測定結果を2025年5月の感染症学会/化学療法学会の合同学会で発表し、2026年2月の臨床微生物学会でも発表した。また、JICに論文を投稿し、2025年Vol. 31(10)に掲載された。

4) 第14回(2022年)

・呼吸器感染症(10回目:目標1,100株、43薬剤)

全国28施設より収集した1,057株の感受性測定結果をJICに投稿し、2025年Vol. 31(10)に掲載された。

・手術部位感染症(SSI)(4回目:目標1,000例、44薬剤)

全国18施設より収集した855株の感受性測定結果を2025年1月の臨床微生物学会および5月の感染症学会/化学療法学会の合同学会で発表した。また、JICに論文を投稿し、2025年Vol. 31(9)に掲載された。

5) 第15回(2023年)

・歯科・口腔外科領域

(3回目: *Streptococcus* spp. 32薬剤、嫌気性菌調査薬剤19薬剤、目標400株)  
全国23施設で収集した菌株の感受性測定を実施し、現在、報告書を作成している。

・*Clostridioides(Clostridium) difficile*感染症(第1回:5薬剤、目標200株)

全国10施設にて下痢患者より分離された106株の薬剤感受性測定および遺伝子解析が終了し、報告書が出来上がった。

6) 第16回(2024年)

- ・皮膚科（3回目：目標 1,000 株、34 薬剤）  
全国 40 施設で検体収集を 2025 年 10 月末で終了し、感受性測定を開始した。
- ・産婦人科（1回：200 株、64 薬剤）  
全国 15 施設で菌株収集を行っている。

#### 7) 第 17 回（2025 年）

- ・単純性膀胱炎（4回目：19 薬剤、目標 400 症例）  
全国 35 施設で 2026 年 12 月まで検体を収集している。
- ・複雑性尿路感染症（4回目：39 薬剤、目標 800 株）  
全国 37 施設で 2026 年 12 月まで菌株を収集する予定である。
- ・小児科領域感染症（2回目：百日咳菌）：17 薬剤・目標 100 株  
COVID-19 の流行後、国内での患者が激減し、2021 年実施のサーベイランスでは、百日咳の菌株収集が出来なかった為、世界的な流行にあわせて再度、実施することになり、2025 年 4 月から全国 24 施設で実施している。

#### 11. 真菌サーベイランス委員会（委員長 掛屋 弘）

4 施設で抗真菌薬感受性サーベイランスの倫理審査が承認され、144 株を感受性測定機関の千葉大学へ送付した。現在、順次薬剤感受性試験を実施している。  
更に、追加の参加施設を検討した結果、31 施設より参加の意向が示され、一括倫理審査の申請に向けて準備を進めた。

#### 12. レジオネラ治療薬評価検討委員会（委員長 宮下修行）

レジオネラ治療薬評価委員会の推進に向け、委員の見直しを行った。

#### 13. CDI診療ガイドライン作成委員会（委員長 國島広之）

*Clostridioides difficile* 感染症診療ガイドライン第 3 版に向けて改訂作業を行った。

#### 14. JAID/JSC感染症治療ガイド・ガイドライン作成委員会（委員長 大毛宏喜）

JAID/JSC 感染症治療ガイドライン—呼吸器感染症—の改訂作業を行い、公開に向けて呼吸器感染症 WG で原稿の確認を行った。

#### 15. 抗菌薬TDMガイドライン作成委員会（委員長 木村利美）

- ・バンコマイシン TDM ソフトウェア PAT を継続したデータ集積を踏まえて新たなバンコマイシンの小児用の薬物モデルを構築し、ver.4.0 から ver. 4.1 に更新した。さらに、他の抗微生物薬を含めてより詳細に解析ができるように新しく開発した PATpro ver 1.0 を公開した。
- ・先発品／後発品を問わず Meropenem 全体の適正使用推進に貢献することを目的に、住友ファーマ株式会社が開発したメロペネム PK-PD シミュレーション解析ソフト「Meropenem ヒト血中濃度シミュレーション&Time above MIC 計算ソフト ver 1.0」を無償利用許諾の下、本学会へ無償提供され、本学会のホームページにて公開準備中である。

## 16. 術後感染予防抗菌薬適正使用に関するガイドライン作成委員会

(委員長 三嶋廣繁)

- ・術後感染症予防抗菌薬ガイドラインについて、会員からの問い合わせに回答した。
- ・転載許諾申請の確認を行った。術後感染症予防抗菌薬ガイドラインについて会員からの質問に回答した。

## 17. 薬剤耐性（AMR）治療ガイダンス作成委員会（委員長 柳原克紀）

- ・薬剤耐性（AMR）治療ガイダンスの公開に向け、原稿の読み合わせを実施するとともに、パブリックコメントを募集し、発行に向けた校正作業を行った。
- ・第73回総会および第73回西日本支部総会で、薬剤耐性（AMR）治療ガイダンスに関する委員会報告を行った。

## 18. 淋菌感染症アドホック委員会（委員長 三嶋廣繁）

第73回総会において男性尿道炎患者より分離された淋菌に対する各種抗菌薬の感受性測定の実績報告を行った。

## 19. AWaRe分類と病院の特性調査アドホック委員会（委員長 高橋 聡）

抗菌薬の適正使用に努めている場合であっても、AWaRe分類の評価は診療体制の違いなど病院の特性により影響を受ける可能性があるため、この実態を明らかにし、わが国における課題を整理することを目的として、アドホック委員会を設置し、調査法の検討を行った。

## 20. Key Drug選定ワーキンググループ（委員長 石和田稔彦）

厚生労働省からの依頼を受けて検討した「安定確保医薬品の見直しに係る候補成分の提案」について、更なる絞り込みの依頼があり改めて委員会で検討した。

## 21. OPATワーキンググループ（委員長 馳 亮太）

OPATで使用する抗菌薬の持続静注投与について、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」に薬事承認の要望を申請するための準備を行った。

## 22. 抗微生物薬適正使用推進検討委員会（委員長 川口辰哉）

第73回総会のシンポジウム6において、「抗菌薬適正使用支援プログラム（ASP）実践のためのガイダンス」について報告し、啓発活動を行った。

## 23. 7学会合同感染症治療・創薬促進検討委員会（委員長 舘田一博）

- ・10月15日に委員会を開催し、抗菌治療薬としてのフェージ開発難治性感染症に対する新たな治療戦略の探索および抗菌治療薬としてのフェージ開発について、情報共有を行った。
- ・12月10日に委員会を開催し、米国で実際に進められているフェージ療法の臨床試験について、情報共有を行った。
- ・2月5日に委員会を開催し、政府による抗感染症薬促進の動向および日本における抗菌創薬の現状・課題・解決策について、情報共有を行った。
- ・次年度に発出予定の感染症治療薬の創薬促進に向けた提言の基本方針を取りまと

めた。

**24. 外来抗菌薬適正使用調査委員会（委員長 大曲貴夫）**

全国の診療所医師を対象とした抗菌薬適正使用に関する第4回アンケート調査結果を纏め、解析した。

**25. 3学会合同ブレイクポイント臨床応用検討委員会（委員長 平松和史）**

PZFX(1g)、SBT/ABPC(3g)、TAZ/PIPC(4.5g)のブレイクポイントについて検討を行う。

**26. 3学会合同呼吸器感染症予防促進委員会（委員長 迎 寛）**

日本呼吸器学会および日本感染症学会と合同で、9月28日にWeb講演会「なくそう、ふせごう呼吸器感染症」を開催した。

**27. 学術集会開催支援ワーキング（委員長 安田 満）**

2026年および2027年に開催の各学術集会の予算書および業務委託に関する見積書について確認した。

**28. 利益相反委員会（委員長 重村克巳）**

効率化の為、利益相反自己申告（COI）システムの導入を行った。

**29. インфекションコントロールドクター (ICD)制度**

2025年12月 認定者 17名

**(2) 2025年度事業報告の附属明細書について**

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する事業報告附属明細書「事業報告書内容を補足する重要な事項」に記載すべき事項はない。

**(3) 財務諸表**

2025年度決算について5月1日の理事会で審議予定

## 第2号議案 2026年度事業計画および予算報告の件

### 事業計画

#### (1) 学術集会および会務

##### A) 学術集会

1. 第74回総会（2026年5月22日～24日）  
会場：東京国際フォーラム  
会長：柳原 克紀（長崎大学大学院医歯薬学総合研究科  
病態解析・診断学分野（臨床検査医学））
2. 第73回東日本支部総会（2026年10月28日～30日）  
会場：東京ドームホテル  
会長：石和田稔彦（千葉大学真菌医学研究センター感染症制御分野）
3. 第74回西日本支部総会（2026年12月18日～20日）  
会場：高知県立県民文化ホールおよびザ クラウンパレス新阪急高知  
会長：山岸 由佳（高知大学医学部臨床感染症学講座）
4. 関連国際学会として  
34th International Congress of Antimicrobial Chemotherapy (ICC)  
2026年11月9日～12日（フィリピン）

##### B) 会務

1. 理事会、評議員会の開催について  
理事会 年6回、評議員会 年1回を予定
2. 関連団体への対応  
日本医学会に評議員及び医学用語委員会委員を、内科系学会社会保険連合にそれぞれの委員を派遣する。

##### C) 事業計画

###### 1. 編集委員会

- 1) 日本化学療法学会雑誌
  - ・6冊発行予定（第74巻3～6号、第75巻1～2号）
  - ・編集委員会を6回開催する。
  - ・J-STAGEへバックナンバーの移行を完了する予定である。
- 2) Journal of Infection and Chemotherapy
  - ・電子版12号を発刊する予定。
  - ・編集委員会を数回、開催する。
  - ・JIC AwardおよびReviewer of the Yearを選考する。
  - ・第74回日本化学療法学会総会で、論文査読者向けの講演を行い、査読者の育成を行う予定である。

### 3) 用語委員会

必要があれば適宜、対応していく予定である。

## 2. 学術委員会

学術奨励賞、臨床研究支援助成および海外留学補助制度について、選考を実施する予定である。

## 3. 学会賞選考委員会

志賀・秦賞および Young Challenger Award、感染症フロンティアリサーチ賞の選考を行う予定である。

## 4. 国際渉外委員会

2026年11月9日～12日に（フィリピン）で 34th International Congress of Antimicrobial Chemotherapy (ICC)が開催される予定である。

## 5. 薬剤感受性検査法検討委員会（委員長 荒岡秀樹）

3学会合同ブレイクポイント臨床応用検討委員会と連携し、日本で直近上市された  $\beta$ -lactam/ $\beta$ -lactamase inhibitor や cefiderocol などの臨床的ブレイクポイントの設定について検討する。

## 6. プロバイオティクス製剤適正使用検討委員会

- ・プロバイオティクス製剤の使用状況に関するアンケート調査についての委員会報告（学会誌投稿）を行う。
- ・前回アンケートを踏まえ、第2回アンケート調査を行う。
- ・第74回総会でシンポジウム「プロバイオティクス製剤：適正使用のための製剤学的知見と臨床の現在」を行う。

## 7. 抗菌化学療法認定医認定制度審議委員会

### 1) 抗菌薬適正使用生涯教育セミナー開催予定

年次テーマ：AMR時代の抗菌薬適正使用

第78回 2026年5月22日（金）パシフィコ横浜ノース

第79回 2026年8月29日（土）東京国際フォーラム

第80回 2026年10月28日（水）東京ドームホテル

第81回 2026年12月18日（金）～2026年12月20日（日）のいずれかを予定  
高知県立県民文化ホール または ザ クラウンパレス新阪急高知

※第79回は収録し、後日、e-learningを実施する予定である。

### 2) 抗菌化学療法認定医および指導医の資格認定

- ・10月末 指導医・認定医・認定歯科医の認定申請を締め切る。
- ・11月28日（土）に砂防会館別館シェンバツハ・サボーで指導医試験を実施し、認定申請審査の委員会を開催する予定である。
- ・2027年1月1日付けで認定

上記事業計画を円滑に遂行するため、委員会を数回開催予定。

## 8. 抗菌化学療法認定薬剤師制度委員会

- ・第32回講習会は日本環境感染学会総会に合わせて2026年7月11日（土）に横浜で開催する予定であり、第33回講習会は日本医療薬学会年会に合わせて2026年11月22日（日）に神戸にて開催する予定である。
- ・2027年1月31日（日）に認定薬剤師試験を実施し、認定作業を行う予定である。
- ・2027年3月1日付けで認定証を発行する予定である。

## 9. 外来抗感染症薬認定薬剤師認定委員会

- ・委員全員で外来抗感染症薬認定薬剤師試験の問題作成を行う予定である。
- ・外来抗感染症薬認定薬剤師試験を実施し、認定作業を行う予定である。
- ・2027年3月1日付けで認定証を発行する予定である。

## 10. AST育成プログラムワーキンググループ

年2回のAST講習会をWebで開催する予定である。

## 11. 四学会合同抗菌薬感受性サーベイランス委員会

### 1) 第15回（2023年）

- ・歯科・口腔外科領域

（3回目： *Streptococcus* spp. 32 薬剤、嫌気性菌調査薬剤 19 薬剤、目標 400 株）  
全国 23 施設で収集した菌株の感受性測定結果を 2027 年 2 月に開催される日本臨床微生物学会で報告する予定である。

- ・ *Clostridioides*(*Clostridium*) *difficile* 感染症（第1回：5 薬剤、目標 200 株）

全国 10 施設にて下痢患者より分離された 106 株の測定結果を 2027 年 2 月に開催される日本臨床微生物学会で報告する予定である。

### 2) 第16回（2024年）

- ・皮膚科（3回目：目標 1,000 株、34 薬剤）

全国 40 施設で収集した菌株の感受性測定結果を 2027 年 2 月に開催される日本臨床微生物学会で報告する予定である。

- ・産婦人科（1回：200 株、64 薬剤）

全国 15 施設で 2025 年 8 月まで菌株収集を行い、感受性測定を行う予定である。

### 3) 第17回（2025年）

- ・単純性膀胱炎（4回目：19 薬剤、目標 400 症例）

全国 35 施設で 2026 年 12 月まで検体を収集し、感受性測定を行う予定である。

- ・複雑性尿路感染症（4回目：39 薬剤、目標 800 株）

全国 37 施設で 2026 年 12 月まで菌株を収集し、感受性測定を行う予定である。

- ・小児科領域感染症（2回目：百日咳菌）：17 薬剤・目標 100 株

全国 24 施設で目標の 100 株まで菌株収集を実施する予定である。

### 4) 第18回（2026年）

- ・呼吸器感染症（11回目）

全国で菌株収集を実施する予定である。

- ・耳鼻咽喉科領域感染症（13回目）

全国で菌株収集を実施する予定である。

7) ホームページの更新

各領域の確定結果をデータベースにアップデートする予定である。

12. 真菌サーベイランス委員会

一括倫理審査の承認後が得られ次第、追加の 31 施設（計 35 施設）から菌株を収集し、感受性検査および解析を行う予定である(予測菌株数：約 1,000 株)。

13. レジオネラ治療薬評価検討委員会

レジオネラ治療薬評価委員会で作成したレジオネラ診断予測スコアの検証研究の継続事業および国内分離レジオネラ属菌の分子疫学解析および包括的ゲノムデータベースの構築に関する研究を実施する予定である。

14. CDI診療ガイドライン作成委員会

引き続き *Clostridioides difficile* 感染症診療ガイドライン第 3 版に向けて改訂作業を行う予定である。

15. JAID/JSC 感染症治療ガイド・ガイドライン作成委員会

JAID/JSC 感染症治療ガイドライン—呼吸器感染症—の改訂版を公開する予定である。

16. 抗菌薬 TDM ガイドライン作成委員会

- ・「抗菌薬 TDM 臨床実践ガイドライン 2022」改訂に向けて作業を行う予定である。
- ・バンコマイシンの大規模 TDM データによる母集団薬物動態モデルの研究成果をまとめる予定である。
- ・バンコマイシン以外の抗菌薬の TDM を支援するソフトウェア PATpro で得られるデータを分析する予定である。

17. 術後感染症予防抗菌薬ガイドライン作成委員会

会員からの問い合わせがあれば回答する。委員会で改訂版の作成準備をする。

18. 薬剤耐性（AMR）治療ガイダンス作成委員会

- ・薬剤耐性（AMR）治療ガイダンスを公表する予定である。
- ・第 74 回総会で、薬剤耐性（AMR）治療ガイダンスに関する委員会企画のシンポジウムを行い、発表する予定である。

19. 淋菌感染症アドホック委員会

学会発表内容の論文化を行う。

20. AWaRe 分類と病院の特性調査アドホック委員会

AWaRe 分類に関して、調査を実施する予定である。

21. Key Drug 選定ワーキンググループ

今後の抗菌薬の供給状況なども踏まえて臨床における評価を適宜見直す予定である。

## 22. OPATワーキンググループ

- ・OPATで使用する抗菌薬の持続静注投与について、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」に薬事承認の要望書を提出する予定である。
- ・薬事承認後に、OPATに使用する携帯型ディスポーザブルポンプの保険収載について、診療報酬改定での保険点数算定を目指す。
- ・OPATが不適切に実施されないようにするための施設基準の設定やガイドライン作成などに向けた準備を行う。

## 23. 7学会合同感染症治療・創薬促進検討委員会

感染症治療薬の創薬促進に向けた提言を発出する予定である。

## 24. 外来抗菌薬適正使用調査委員会

- ・第74回総会にて、全国の診療所医師を対象とした抗菌薬適正使用に関する第4回アンケート調査結果について、委員会報告を行う予定である。
- ・全国の診療所医師を対象とした抗菌薬適正使用に関する第5回アンケート調査について、内容を協議し、実施する。

## 25. 3学会合同ブレイクポイント臨床応用検討委員会

PZFX(1g)、SBT/ABPC(3g)、TAZ/PIPC(4.5g)のブレイクポイントについて決定し、公開する予定である。

## 26. 3学会合同呼吸器感染症予防促進委員会

呼吸器感染症予防週間に3学会合同で啓発活動を行う予定である。

## 27. 学術集会開催支援ワーキング

各学術集会の予算書および業務委託に関する見積書を確認する予定である。

## 28. 社会保険委員会（委員長 渡邊 学）

要望があれば適宜、対応していく予定である。

## 29. 利益相反委員会

日本医学会の動向をみて、利益相反指針および細則を改定する予定である。

## 30. 倫理委員会（委員長 志馬伸朗）

要望があれば適宜、対応していく予定である。

## 31. インфекションコントロールドクター(ICD)制度

申請締切：2026年10月31日

(2) 2026年度予算（活動計算書ベース）（表1）

2026年度収支予算書(正味財産増減計算書ベース)  
2026年4月1日～2027年3月31日

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計				法人会計	合計
	化学療法向上事業	書籍販売事業	化学療法普及事業	共通	小計		
I. 経常活動区分							
経常収益							
資産運用益	200,000	0	1,000	0	1,000	511,000	712,000
受取会費	37,899,000	0	0	0	0	37,899,000	75,798,000
正会員会費収入	35,550,000	0	0	0	0	35,550,000	71,100,000
賛助会員会費収入	2,349,000	0	0	0	0	2,349,000	4,698,000
事業収益							166,090,000
公1 事業収益	147,890,000				0		147,890,000
収1 事業収益		2,000,000			2,000,000		2,000,000
他1 事業収益			16,200,000		16,200,000		16,200,000
受取寄付金	5,700,000	0	4,000,000	0	4,000,000	0	9,700,000
経常収益計	191,689,000	2,000,000	20,201,000	0	22,201,000	38,510,000	252,400,000
経常費用							
事業費							262,889,000
公1 事業費	243,475,800				0		243,475,800
収1 事業費		3,100,800			3,100,800		3,100,800
他1 事業費			16,312,400		16,312,400		16,312,400
管理費	0	0	0	0	0	10,251,000	10,251,000
経常費用計	243,475,800	3,100,800	16,312,400	0	19,413,200	10,251,000	273,140,000
経常収益計費用差額	△ 51,786,800	△ 1,100,800	3,888,600	0	2,787,800	28,259,000	△ 20,740,000
II. その他活動区分							
その他収益							0
その他収益計	0	0	0	0	0	0	0
その他費用							0
その他費用計	0	0	0	0	0	0	0
その他収益費用差額	0				0	0	0
他会計振替額	1,626,260	0	△ 1,626,260	0	△ 1,626,260	0	0
税引前当期収益費用差額	△ 50,160,540	△ 1,100,800	2,262,340	0	1,161,540	28,259,000	△ 20,740,000
法人税、住民税及び事業税					0	70,000	70,000
当期収益費用差額	△ 50,160,540	△ 1,100,800	2,262,340	0	1,161,540	28,189,000	△ 20,810,000

### 第3号議案 定款および定款施行細則の変更について

#### 公益社団法人日本化学療法学会定款 変更案

変更前	変更後（修正箇所のみ表示）
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（名称） 第1条 この法人は、公益社団法人日本化学療法学会と称する。</p> <p>（事務所） 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>（目的） 第3条 この法人は、化学療法学に係る学理及びその応用に関連する事業を行うことにより、化学療法学の進歩、普及を図り、もって本邦における医療の発展、ひいては国民の健康増進に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （1）研究発表会、講演会等の開催 （2）学会誌その他の刊行物の発行 （3）研究及び調査の実施 （4）研究の奨励及び研究業績の表彰 （5）感染・化学療法に関する指導的医師、薬剤師等の認定 （6）研究に関する助言及び指導 （7）関連学術団体との連絡及び協力 （8）国際的な研究協力の推進 （9）その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項各号の事業は、主として本邦において行うものとする。</p> <p>3 この法人は、第1項各号の事業を円滑に行うため、理事会の決議により、任意の機関として支部を必要な地に置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会員</p> <p>（種別） 第5条 この法人に次の会員を置く。 （1）正会員 化学療法学に関し学識経験を有し、この法人の事業に賛同して入会した個人</p>	

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同し、この法人の事業を援助するため入会した法人又は団体

(3) 名誉会員 化学療法学の発展に関する功績が顕著な者で、総会の決議をもって推薦された個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

#### (資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定める入会申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、この手続をせず、本人の承諾をもって会員になるものとする。

#### (経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額の**入会金及び会費**を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、前項の**入会金及び会費**を支払うことを要しない。

3 第1項に基づき支払われた**入会金及び会費**は、いかなる事由があっても返還しない。

#### (任意退会)

第8条 会員は、理事会の定める退会届けを**出す**ことにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、総会で決議する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

#### (会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額の**会費**を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、前項の**会費**を支払うことを要しない。

3 第1項に基づき支払われた**会費**は、いかなる事由があっても返還しない。

第8条 会員は、理事会の定める退会届けを**提出する**ことにより、任意にいつでも退会することができる。

- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

#### 第4章 総会

##### (構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

##### (権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

##### (開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催することができる。

##### (招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合において、その請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の**招集の通知**が発せられないときは、その請求をした正会員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- 3 前項までの規定により総会を招集する者は、総会の日<sup>2</sup>の2週間前までに、各正会員に対して**その通知**を発しなければならない。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。この場合において、その請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の**招集の通知（電磁的方法も含む）**が発せられないときは、その請求をした正会員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
- 3 前項までの規定により総会を招集する者は、総会の日<sup>2</sup>の2週間前までに、各正会員に対して**その通知（電磁的方法も含む）**を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の**過半数**を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、あらかじめ**書面**をもって他の正会員を代理人として議決権行使の委任を表明した者及び議決権行使の意思を表明した者は、出席者とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員の中から総会において選出された2名以上の議事録署名人は、前項の議事録に**記名押印**する。

3 総会の議事の要領及び決議した事項は、第1項の議事録を開示することにより、すべての会員に通知する。

## 第5章 役員等

(役員の種類)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長、理事長以外の理

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の**3分の1以上**を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、あらかじめ**書面（電磁的方法も含む）**をもって他の正会員を代理人として議決権行使の委任を表明した者及び議決権行使の意思を表明した者は、出席者とみなす。

2 議長及び総会に出席した正会員の中から総会において選出された2名以上の議事録署名人は、前項の議事録に**記名押印または電子署名**をする。

第19条 この法人に、次の役員を置く。**このうち、理事・監事それぞれ1名以上は外部理事、外部監事とする。**

事のうち1名を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の業務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行及びこの法人の財産の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事の職務の執行に不正の事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。この場合において、監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を務めることはできない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、総会で決議する前に当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

(評議員)

第26条 この法人に、任意の機関として、理事会において別に定める資格を有する評議員を置く。

2 評議員は、評議員会を構成し、理事会の諮問に応じるほか、意見を理事会に具申する。

3 評議員の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 評議員は、無報酬とする。

(事務局職員)

第27条 この法人に、この法人の事務を処理するため事務局を設置し、使用人として必要な職員を置く。

2 事務局職員は、理事長が任免する。

3 事務局職員は、有給とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。**ただし、外部理事・監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の基準に従い、理事会の決議により報酬等を支給することができる。**

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集等)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事及び第22条第3項の場合における監事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の**通知**が発せられないときは、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 4 前項までの規定により理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して**その通知**を発しなければならない。
- 5 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事長及び理事会に出席した監事は、前項の議事録に**記名押印**する。ただし、理事長が理事会に出席しなかったときは、理事会に出席した理事及び監事が**記名押印**する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第33条 別表の財産は、第4条第1項各号の事業を行うために不可欠な財産であり、この法人の基本財産とする。

- 3 理事長以外の理事及び第22条第3項の場合における監事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の**通知（電磁的方法も含む）**が発せられないときは、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 4 前項までの規定により理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して**その通知（電磁的方法も含む）**を発しなければならない。

- 2 理事長及び理事会に出席した監事は、前項の議事録に**記名押印または電子署名**をする。ただし、理事長が理事会に出席しなかったときは、理事会に出席した理事及び監事が**記名押印または電子署名**をする。

2 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により収支予算が成立しないときには、理事長は、理事会の決議を経て、収支予算成立の日まで前事業年度の収支予算に準じ収入支出をすることができる。この場合、その収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) **損益計算書(正味財産増減計算書)**
- (5) 貸借対照表及び**損益計算書(正味財産増減計算書)**の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) **損益計算書**
- (5) 貸借対照表及び**損益計算書**の附属明細書
- (6) 財産目録

- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(株主等としての権利行使)

第38条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は松本哲朗とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

### 別表 基本財産 (第33条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	三菱東京UFJ銀行 本郷支店 20,000,000 円

第43条 この法人の公告は、電子公告より行う。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報による。

### 別表削除

公益社団法人日本化学療法学会 定款細則 変更案

変更前	変更後（修正箇所のみ表示）
<p style="text-align: center;">第1章 支部</p> <p>第1条 定款第4条第3項の規定により、東日本支部及び西日本支部を置く。</p> <p>第2条 各支部の組織、運営等に関しては、それぞれ別に定める東日本支部会則及び西日本支部会則による。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会員</p> <p>第3条 定款第5条第1項第3号の名誉会員の推薦手続きは、別に定める名誉会員選考規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 会費</p> <p>第4条 定款第7条第1項の規定により徴収する会費の金額、納入手続き等に関しては、別に定める会費規程による。</p> <p style="text-align: center;">第4章 役員</p> <p>第5条 定款第20条第1項の規定により選任される理事の候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 東日本及び西日本各支部に所属する正会員の中からそれぞれ選出された者（各支部6名、計12名）</p> <p>(2) 正会員の中から理事長が推薦した者（6名以内）</p> <p>2 前項第1号により選出する理事候補者の選定手続きは、別に定める理事・監事候補者選定規程による。</p> <p>3 第1項第2号により理事長が理事候補者を推薦するに際しては、可能な限り地域別・専門領域別の偏りをきたさないよう配慮するものとする。</p> <p>4 理事候補者の年齢は、理事就任が予定される年の3月末日で満65歳を超えないものとする。</p>	<p>(1) 東日本及び西日本各支部に所属する正会員の中からそれぞれ選出された者（各支部6名、計12名）</p> <p>(2) 正会員の中から理事長が推薦した者（6名以内）</p> <p><b>(3) 理事長が推薦した外部理事（1名）</b></p> <p>4 理事候補者の年齢は、理事就任が予定される年の3月末日で満65歳を超えないものとする。<u>ただし、外部理事においてはこの</u></p>

<p>第6条 定款第20条第1項の規定により選任される監事の候補者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 東日本及び西日本各支部に所属する正会員の中からそれぞれ選出された者（各支部1名、計2名）</p> <p>(2) 理事長が推薦した公認会計士又は税理士（1名）</p> <p>2 前項第1号により選出する監事候補者の選定手続きは、別に定める理事・監事候補者選定規程による。</p> <p>3 監事候補者の年齢は、監事就任が予定される年の3月末日で満65歳を超えないものとする。</p>	<p><b><u>限りではない。</u></b></p> <p>(1) 東日本及び西日本各支部に所属する正会員の中からそれぞれ選出された者（各支部1名、計2名）</p> <p>(2) 理事長が推薦した公認会計士又は税理士（1名）</p> <p><b><u>(3) 理事長が推薦した外部監事（1名）</u></b></p> <p>3 監事候補者の年齢は、監事就任が予定される年の3月末日で満65歳を超えないものとする。<b><u>ただし、外部監事においてはこの限りではない。</u></b></p>
<p>第5章 評議員及び評議員会</p>	
<p>第7条 定款第26条第3項による評議員の選任及び解任手続きは、別に定める評議員選任規程による。</p> <p>2 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p>	
<p>第8条 定款第26条第2項に規定する評議員会は、定時評議員会として毎年1回開催するほか、次の場合に臨時評議員会として開催することができる。</p> <p>(1) 理事長又は理事会が必要と認めたとき</p> <p>(2) 評議員の10分の1以上から、理事長に対して招集の請求があったとき</p> <p>2 評議員会は、理事長が招集する。</p> <p>3 理事長は、第1項第2号の請求があったときは、その日から6週間以内に評議員会を招集しなければならない。</p> <p>4 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>5 評議員会の決議は、出席した評議員の過半数をもって行う。</p> <p>6 その他評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。</p>	

## 第6章 幹事

- 第9条 東日本支部長又は西日本支部長の会務を補佐するため、各支部に若干名の幹事を置くことができる。
- 2 幹事の選任手続きは、第2条の東日本支部会則及び西日本支部会則において規定する。

## 第7章 委員会

- 第10条 理事長は、定款第4条第1項各号の事業又は学会事務を効率的に推進するため、必要に応じ、理事会の決議を経て各種の委員会を置くことができる。
- 2 各委員会の委員長及び委員は、**理事長が推薦し、理事会の決議を経て委嘱する。**ただし、委員長は、原則として理事が分担し、理事会との情報共有化を図り、委員会運営の円滑化に努めるものとする。
- 3 各委員会活動の方針及び成果に関する事項は、理事会に報告しなければならない。

- 第11条 各委員会の委員長は、理事会の決議を経て、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の委員長及び委員は、**理事長が推薦し、理事会の決議を経て委嘱する。**

## 第8章 総会学術集会

- 第12条 定款第4条第1項第1号の研究発表会、講演会等には、「日本化学療法学会総会学術集会」並びに「日本化学療法学会東日本支部総会学術集会」及び「日本化学療法学会西日本支部総会学術集会」（以下、総称して「総会学術集会」という。）が含まれる。

- 第13条 各総会学術集会は、毎年1回、本部並びに東日本支部及び西日本支部それぞれの総会開催時に併せて開催する。

- 第14条 各総会学術集会は、それぞれに会長（以下、総称して「総会長」という。）1名を置く。

- 2 各委員会の委員長及び委員は、**理事会の決議を経て委嘱する。**ただし、委員長は、原則として理事が分担し、理事会との情報共有化を図り、委員会運営の円滑化に努めるものとする。

- 2 小委員会の委員長及び委員は、**理事会の決議を経て委嘱する。**

- 2 本部総会学術集会の総会長は、理事会で候補者を選定し、総会の決議を経て選任する。
- 3 各支部総会学術集会の総会長は、第2条の東日本支部会則又は西日本支部会則に規定する手続きに基づき選任する。ただし、その結果は、理事会に報告しなければならない。
- 4 各総会長は、それぞれの総会学術集会を総理する。
- 5 本部総会学術集会の総会長は、理事会に出席して発言することができ、各支部総会学術集会の総会長は、それぞれの支部幹部会に出席して発言することができる。
- 6 各総会長の任期は、それぞれの総会学術集会に係る前年度会期終了日の翌日から当該年度会期終了日までとする。
- 7 各総会長は、それぞれの総会学術集会が開催される6ヵ月前までに、会期、会場、演題募集要項等、総会学術集会開催に関する事項を、学会誌等に掲載し告知しなければならない。

第15条 総会学術集会における研究発表者は、会員に限る。ただし、会員の知識向上等を目的として行われる講演等で総会長が招請する演者は、この限りでない。

第16条 総会学術集会への参加者は、所定の参加費を納めるものとする。

第17条 総会学術集会の運営は、別に定める総会学術集会規程による。

### 第9章 学会誌

第18条 定款第4条第1項第2号の学会誌は、「日本化学療法学会雑誌 (Japanese Journal of Chemotherapy)」(以下、「和文誌」という。)及び「Journal of Infection and Chemotherapy」(以下、「英文誌」という。)と呼称する。

第19条 **和文誌は、年6回以上、英文誌は、年4回以上発行する。**

- 2 和文誌は、希望する会員に有償で冊子版を配布する。
- 3 学会誌は、会員以外でも購読することができる。

第15条 総会学術集会における研究発表者は、**原則、**会員に限る。ただし、会員の知識向上等を目的として行われる講演等で総会長が招請する演者は、この限りでない。

第19条 **和文誌及び英文誌は、**年4回以上発行する。

第20条 会員は、和文誌を通読しなければならない。

第21条 会員は、別に定める和文誌又は英文誌の各投稿規程により、それぞれの学会誌に投稿することができる。

第10章 研究の奨励及び研究業績の表彰

第22条 定款第4条第1項第4号の研究の奨励及び研究業績の表彰に関しては、個別事業それぞれについて必要な規程を別に定める。

第11章 補則

第23条 この細則に定める事項以外に定款及びこの細則の施行に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第24条 この細則を改定する場合は、理事会及び総会の決議を経なければならない。

附則

この細則は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

## 第4号議案 理事監事候補者選定規程の変更について

### 公益社団法人日本化学療法学会 理事・監事候補者選定規程 変更案

変更前	変更後（修正箇所のみ表示）
<p>1. 定款細則第5条第2項の理事・監事候補者選定規程を次の通り定める。</p> <p>2. 理事長は、理事会の決議を経て、理事・監事候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を東日本支部及び西日本支部の両支部（以下、各支部を単に「支部」という。）に置く。</p> <p>3. 選定委員会は、支部所属の正会員の中から推薦する理事及び監事の候補者を選定する。</p> <p>4. 選定委員会は、支部長、支部所属の理事及び監事並びに幹事をもって構成する。</p> <p>5. 支部長は、選定委員会の委員長となり、支部総会開催期日の1ヵ月以上前に選定委員会を開催する。</p> <p>6. 選定委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数の同意により決議する。</p> <p>7. 選定委員会は、理事候補者6名及び監事候補者1名を選定する。選定に当たっては、なるべく地域別、専門別に偏りがないうように考慮するものとする。但し、総会長または支部総会長の就任予定者は監事候補者として選定することが出来ない。</p> <p>8. 支部所属の正会員は、候補者選定に関する意見を、理事会の指定した期間内に支部長に申し出ることができ、選定委員会委員長は当該意見を選定委員会に報告し、これを討議に加えるものとする。</p> <p>9. 理事長は、役員交代年度の前年度における東日本支部総会及び西日本支部総会の開催前に、支部長宛に候補者選定の依頼状を送付するとともに、両支部の支部長長と協議の上、支部所属の正会員が支部長に意見を具申できる期間を「<b>日本化学療法学会雑誌</b>」等に掲載し告知する。</p>	<p>3. 選定委員会は、<b>外部理事・監事を除き</b>、支部所属の正会員の中から推薦する理事及び監事の候補者を選定する。</p> <p>4. 選定委員会は、支部長、支部所属の理事及び監事並びに幹事<b>の各1名以上</b>をもって構成する。</p> <p>9. 理事長は、役員交代年度の前年度における東日本支部総会及び西日本支部総会の開催前に、支部長宛に候補者選定の依頼状を送付するとともに、両支部の支部長長と協議の上、支部所属の正会員が支部長に意見を具申できる期間を<b>ホームページ等</b>に掲載し告知する。</p>

10. 支部長は、選定委員会で選定された候補者について、本人の承諾を得た上、支部総会の決議を経て決定し、理事長に通知する。

11. この規程を改定する場合は、理事会及び総会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

## 第5号議案 役員報酬について

公益社団法人日本化学療法学会

外部役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本化学療法学会（以下「この法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、外部役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」並びに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部役員とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の趣旨に従い、非会員から選任される外部理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、その名称のいかんを問わず、報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。筈の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、外部役員に報酬を支払うことができる。ただし、賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 総会又は理事会に出席した外部理事に対し、一人1日につき3万円（源泉徴収税額控除後の額）を報酬等として支払うものとする。
- 3 外部監事に対し以下の報酬を支払うものとする。
  - (1) 総会又は理事会に出席  
一人1日につき3万円（源泉徴収税額控除後の額）
  - (2) 監査業務  
一人につき、1回3万円（源泉徴収税額控除後の額）
- 4 この法人は、総会及び理事会以外の、この法人が開催する会に出席した外部理事及び監事は、一人1日につき3万円（源泉徴収税額控除後の額）を報酬等として支払うものとする。ただし、同日に総会又は理事会に出席した場合は、前2項及び3項の報酬のみを支払うものとする。
- 5 前3項の規定に関わらず、外部役員から報酬辞退の申し出があった場合は、報酬を支払わないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、月の初日から、その月の末日までの間における理事会等の出席日数等により計算した総額を、翌月末日までに支給する。

- 2 報酬等は原則として本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(理事会等の出席にかかる交通費)

第5条 理事会その他この法人が開催する会の出席にかかる交通費については、別に定める「旅費支給に関する内規」に準ずるものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経た上で、総会の承認を得るものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めることができる。

附 則

この規程は、2026年5月24日より施行する。

## 第6号議案 役員改選の件

### 理事候補者

青柳 哲史	(東北大学大学院医学系研究科感染病態学／総合感染症学分野)	新任
石和田稔彦	(千葉大学真菌医学研究センター感染症制御分野)	重任
泉川 公一	(長崎大学大学院医歯薬学総合研究科臨床感染症学)	重任
大毛 宏喜	(広島大学病院感染症科)	新任
掛屋 弘	(大阪公立大学大学院医学研究科臨床感染制御学)	新任
小林 治	(国立がん研究センター中央病院感染症部)	新任
関 雅文	(埼玉医科大学国際医療センター感染症科・感染制御科)	新任
高橋 聡	(札幌医科大学医学部感染制御・臨床検査医学講座)	重任
浜田 幸宏	(高知大学医学部附属病院薬剤部)	重任
藤居 賢	(札幌医科大学病院薬剤部)	新任
藤村 茂	(東北医科薬科大学薬学部臨床感染症学教室)	重任
堀野 哲也	(東京慈恵会医科大学内科学講座感染症内科)	重任
村木 優一	(京都薬科大学医療薬科学系 臨床薬剤疫学分野)	新任
矢寺 和博	(産業医科大学医学部呼吸器内科学講座)	新任
山本 和子	(琉球大学大学院医学研究科 感染症・呼吸器・消化器内科学講座(第一内科))	新任
山本 善裕	(富山大学附属病院感染症科)	新任
和田耕一郎	(島根大学医学部附属病院泌尿器科学講座)	新任
吉澤 定子	(東邦大学医学部臨床検査医学講座／微生物・感染症学講座)	新任

### 外部理事候補者

吉田 和彦	(東京慈恵会医科大学葛飾医療センター)	新任
-------	---------------------	----

### 監事候補者

松本 哲哉	(国際医療福祉大学医学部感染症学講座)	新任
金子 幸弘	(大阪公立大学大学院医学研究科細菌学)	新任

### 外部監事候補者

遠藤 輝夫	(北海道医療大学医療技術学部臨床検査学科)	新任
-------	-----------------------	----

### 幹事候補者

荒岡 秀樹	(虎の門病院臨床感染症科・中央検査部)	新任
大石 智洋	(川崎医科大学臨床感染症学)	新任
尾田 一貴	(熊本大学病院薬剤部)	新任
賀来 敬仁	(長崎大学病院臨床検査科)	重任
加藤 英明	(横浜市立大学附属病院血液免疫感染症内科・感染制御部)	新任
高田 徹	(福岡大学病院感染制御部/腫瘍血液感染症内科)	重任
継田 雅美	(新潟薬科大学医療技術学部臨床検査学科臨床感染症研究室)	重任
富田 治芳	(群馬大学大学院医学系研究科 生体防御機構学細菌学分野・薬剤耐性菌実験施設)	重任
長尾 美紀	(京都大学医学部附属病院検査部・感染制御部)	新任

中村 茂樹	(東京医科大学微生物学分野)	新任
畑 啓昭	(京都医療センター外科・感染制御部)	新任
平松 和史	(大分大学医学部医療安全管理医学講座)	重任
藤倉 雄二	(北里大学医学部感染症内科学)	重任
前田 真之	(昭和医科大学薬学部臨床薬学講座感染制御薬学部門)	重任
宮入 烈	(浜松医科大学小児科学講座)	新任
宮崎 泰可	(宮崎大学医学部内科学講座 呼吸器・膠原病・感染症・脳神経内科学分野)	新任
宮良 高維	(神戸大学医学部附属病院感染制御部)	重任
安田 満	(札幌医科大学医学部感染制御・臨床検査医学講座)	重任
矢野 寿一	(奈良県立医科大学微生物感染症学講座)	重任
渡邊 哲	(千葉大学真菌医学研究センター臨床感染症分野)	新任

## 第7号議案 次期会長承認の件

第75回総会会長 時松一成 (昭和医科大学医学部内科学講座 臨床感染症学部門)

会期：2027年5月13日(木)～15日(土)

会場：札幌コンベンションセンター

テーマ：積み重ねた知で拓く新時代－感染症と化学療法の新たな挑戦－

## 第8号議案 次々期会長候補者推薦の件

2028年に開催される第76回総会の会長候補者を2025年12月5日の理事会で協議した結果、山本善裕監事(富山大学附属病院感染症科)を推薦することを、全員一致をもって決定した。

## 第9号議案 次々期総会開催地及び会期の件

## 第10号議案 次々々期会長候補者推薦の件

2029年に開催される第77回総会の会長候補者を2025年12月5日の理事会で協議した結果、藤村 茂理事(東北医科薬科大学薬学部臨床感染症学教室)を推薦することを、全員一致をもって決定した。

## 第11号議案 次々々期総会開催地及び会期の件

## 第12号議案 名誉会員推薦の件

名誉会員候補者

尾内 一信 (川崎医療福祉大学子ども医療福祉学科)

竹末 芳生 (知多半島りんくう病院感染症科)

森田 邦彦 (同志社女子大学薬学部臨床薬剤学)

その他